

令和元年度決算における健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民のみなさまに公表することとなっています。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階(④将来負担比率に財政再生段階はありません)に区分されます。また資金不足比率は、公営企業ごとに算定するもので「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画をいずれも議会の議決を経て定める必要があります。

令和元年度決算に基づき算定した亀山市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国が定める基準を下回りました。今後も健全な財政運営に努めます。

健全化判断比率

指標の名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	12.87 %	—	赤字額がないため「—」
		財政再生基準	20.00 %		
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	17.87 %	—	赤字額がないため「—」
		財政再生基準	30.00 %		
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	25.0 %	2.5 %	
		財政再生基準	35.0 %		
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	350.0 %	—	
		財政再生基準			

資金不足比率

会計名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
農業集落排水事業特別会計	各公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率	経営健全化基準	20.0 %	—	資金不足額がないため「—」
水道事業会計				—	
工業用水道事業会計				—	
公共下水道事業会計				—	
病院事業会計				—	

亀山市		実質赤字比率 (%)		人口	RO2国調	49,878	住民基本台帳人口	4.331	49,463	面積(km ²)	191.04	財政力指数	0.839	市町村類型	I-2
		(早期健全化基準)	(12.87)		H27国調	50,254	3.331	49,530							
令和3年度決算に基づく健全化判断比率の状況(速報値)		比率の状況		実質公債費比率											
		連結実質赤字比率 (%)		実質公債費比率											
		(早期健全化基準)		(17.87)											
		実質公債費比率 (%)		2.5											
		(早期健全化基準)		(25.0)											
		将来負担比率 (%)		-											
		(早期健全化基準)		(350.0)											
実質赤字比率				区分											
区分				決算額(単位:千円)											
A 繰上充用額				分子											
B 支払繰延額				① 公債費充当一般財源額等(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)											
C 事業繰越額				② 積立不足額を考慮して算定した額											
D 標準財政規模				③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当分											
実質赤字比率 [(A+B+C)/D×100]				④ 公営企業等の地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金											
				⑤ 一部事務組合等地方債償還財源に係る負担金等											
				⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの											
				⑦ 一時借入金の利子											
				⑧ 特定財源の額											
				⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費											
				⑩ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金)											
				⑪ 災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費											
				⑫ 災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金)											
				⑬ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金											
				⑭ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(準元利償還金)											
				A 小計 [(①~⑦)-(⑧~⑭)]											
				分母 ⑮ 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)											
				⑯ ⑨~⑭の額											
				B 小計 [(⑮-⑯)]											
				C 実質公債費比率(単年度) [A/B×100]											
				実質公債費比率(3カ年平均) [C/3]											
				将来負担比率											
				区分											
				決算額(単位:千円、%)											
				左の内訳											
				① 一般会計等の地方債年度末残高											
				② 債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額											
				③ 公営企業等の地方債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額											
				④ 一部事務組合等の地方債の元金償還金に対する負担見込額											
				⑤ 退職手当支給予定額(期末要支給額)のうち一般会計等負担見込額											
				⑥ 設立法人の負債等に対する一般会計等負担見込額											
				⑦ 連結実質赤字額											
				⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額											
				⑨ 充当可能基金年度末現在高											
				⑩ 充当可能特定歳入の見込額											
				⑪ 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額											
				A 小計 [(①~⑩)-(⑨~⑪)]											
				分母 ⑫ 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)											
				⑬ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費											
				⑭ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金)											
				⑮ 災害復旧等に係る基準財政需要額											
				⑯ 災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金)											
				⑰ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金											
				⑱ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(準元利償還金)											
				B 小計 [(⑫-⑱)-(⑬~⑰)]											
				将来負担比率 [A/B×100]											
				*実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率において赤字額、資金不足額が発生しない場合は「-」と表示する。											
A 連結実質赤字額([1]~[28])				0											
B 標準財政規模				13,887,299											
連結実質赤字比率 [A/B×100]				-											
				1. 国庫からの利子補給											
				2. 貸付金の元利償還金											
				3. 公営住宅使用料											
				4. 都市計画税											
				5. その他											
				⑮の内訳											
				1. 標準税収入額等											
				2. 普通交付税額											
				3. 臨時財政対策債発行可能額											
				⑯の内訳											
				1. 標準税収入額等											
				2. 普通交付税額											
				3. 臨時財政対策債発行可能額											
				⑰の内訳											
				1. 国庫支出金等											
				2. 貸付金の償還金											
				3. 公営住宅の賃借料等											
				4. 都市計画税											
				(都市計画税の充当率)											
				5. その他の収入											